

群馬県交通安全条例の改正概要

改正点1

自転車保険の加入義務化

? なぜ義務化されたんだ…。

自転車事故による高額賠償事例が増えています。事故はちょっとした不注意で起きる可能性があります。誰でも気軽に利用できる自転車だからこそ、万が一の事故に備える必要があるからです。



自転車事故の
高額賠償事例

9,521万円

(平成25年7月・神戸地裁)

? 何が変わったんだ…。

- ①自転車利用者
自転車保険の加入が「努力義務」から「義務」に変わりました。自転車を利用するときは自転車保険に加入しなければなりません。未成年者が利用する場合は、保護者が加入しなければなりません。
- ②事業者
業務として自転車を利用する場合にも自転車保険の加入が義務になります。
- ③自転車貸付業者
自転車を貸し付ける場合にも自転車保険の加入が義務になります。

安心を手に入れる!
そんなに高くない!!
(月々約コーヒー1杯分~)



群馬県 自転車保険

検索



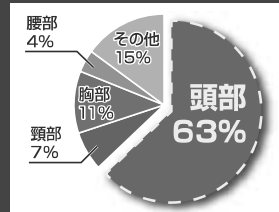
改正点2

自転車用ヘルメットの着用努力義務化

? なぜ努力義務化されたんだ…。

自転車事故の致命傷は6割以上が頭部損傷によるものです。ヘルメットをかぶることが命を守ることにつながるからです。

自転車乗用中の死者の致命傷部位



致命傷の
60%以上
は頭部

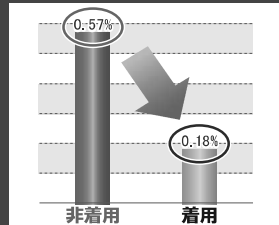
※「致死率」: 死傷者数
に占める死者数の割合

(出典: 警察庁)

? 何が変わったんだ…。

これまで条例ではヘルメット着用に関する規定はありませんでしたが、改正により、自転車利用者はヘルメットを着用するよう努めなければならないことになりました。

ヘルメット着用状況別致死率



着用により
致死率は
1/3以下に

(出典: 警察庁)

なるほど…。
そういうことだったのか…。
それなら仕方ないな…。

【条例改正に関する問合せ先】
群馬県 県土整備部 道路管理課
交通安全対策室 027-226-2388

詳しくは群馬県の
ホームページを御覧ください。

群馬県 交通安全条例改正

検索

